



# 鳥取県公報

平成15年6月13日(金)  
第7492号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	土地改良区の役員の就退任 (375) (耕地課) .....	1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (2件) (376・377) (＃) .....	2
公 告	改良普及員資格試験の実施 (農政課) .....	3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) .....	5
	一般競争入札の実施 (出納課) .....	7

## 告 示

### 鳥取県告示第375号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八幡池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 米 原 正 雄 鳥取市浜坂 1 - 10 - 19
- ＃ 山 根 康 路 鳥取市浜坂 1 - 3 - 18
- ＃ 森 田 一 成 鳥取市浜坂 1 - 3 - 25
- ＃ 米 原 章 吉 鳥取市浜坂 1 - 9 - 3
- ＃ 中 田 栄 鳥取市浜坂 1 - 3 - 31
- ＃ 米 原 嘉 博 鳥取市浜坂 1 - 9 - 16
- ＃ 武 内 稔 鳥取市浜坂 1 - 16 - 2
- ＃ 山 下 重 顕 鳥取市覚寺411
- 監 事 山 本 庄次郎 鳥取市浜坂 1 - 15 - 34
- ＃ 坂 田 伸 顕 鳥取市浜坂 1 - 2 - 10
- ＃ 山 根 勇 鳥取市浜坂 1 - 2 - 7

平成15年4月30日退任

#### 就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 米 原 章 吉 鳥取市浜坂 1 - 9 - 3

” 米 原 正 雄 鳥取市浜坂 1 - 10 - 19  
” 坂 田 伸 顕 鳥取市浜坂 1 - 2 - 10  
” 米 原 嘉 博 鳥取市浜坂 1 - 9 - 16  
” 武 内 稔 鳥取市浜坂 1 - 16 - 2  
” 山 根 康 路 鳥取市浜坂 1 - 3 - 18  
” 中 田 栄 鳥取市浜坂 1 - 3 - 31  
” 山 下 重 顕 鳥取市覚寺411  
監 事 山 本 庄次郎 鳥取市浜坂 1 - 15 - 34  
” 森 田 一 成 鳥取市浜坂 1 - 3 - 25  
” 平 井 基 義 鳥取市覚寺422  
平成15年5月1日就任 任期2年

#### 鳥取県告示第376号

岸本町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年6月13日から20日間

3 縦覧に供する場所

岸本町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

#### 鳥取県告示第377号

江府町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年6月13日から20日間

3 縦覧に供する場所

江府町役場

## 4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

## 公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の期日

平成15年10月8日（水）及び同月9日（木）

## 2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

## 3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、改良普及員として必要な教養、専門的技術及び知識に関する事項について、次の項目により行う。

必須項目	選択項目
教育概論 農業概論 (農業技術概論、農政事情、 農業経営及び生活経営)	作物 園芸 畜産 土壌肥料 植物病理及び昆虫 農業機械及び施設 植物育種 生命工学 生物化学 食品化学及び食品加工 マーケティ ング論 農業経済 家庭経済 会計学 労働科学 栄養学 建築及び 住居 農村計画 生活福祉 社会学 統計学及び情報処理

(3) 必須項目<sup>す</sup>についての筆記試験は、択一式又は記述式の試験（以下「択一・記述試験」という。）とする。

(4) 選択項目についての筆記試験は、択一・記述試験及び論文試験とし、受験者は、択一・記述試験にあっては2項目を、論文試験にあっては1項目を、それぞれ(2)の表の右欄に掲げる選択項目のうちから選択するものとする。この場合において、受験者は、択一・記述試験と論文試験とにおいて同一の項目を重複して選択することができるものとする。

(5) 口述試験は、社会常識その他改良普及員として必要な能力について行う。

## 4 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2第2項の大学（以下「短期大学」という。）を除く。）、都道府県立農業講習施設（短期大学において農業又は家政（生活を含む。以下同じ。）に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を受講資格とする修業年限が2年以上のものに限る。）若しくは財団法人農民教育協会鯉淵学園普及専攻科、農業経営科学科若しくは生活栄養科学科において、正規の課程を修めて卒業（大学院における修了を含む。以下同じ。）した者又はこれらの課程を修める者のうち試験の実施期日から起算して1年以内に卒業する見込みの者（財団法人農民教育協会鯉淵学園を卒業見込みの者<sup>す</sup>にあっては、農業経営科学科普及専攻又は生活栄養科学科普及専攻の正規の課

程を修める者に限る。)

(2) 短期大学、都道府県立農業講習施設((1)に掲げるものを除く。以下同じ。)、都道府県立蚕業講習所、都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限る。以下同じ。)若しくは学校法人自由学園最高学部2年課程において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又は独立行政法人農業技術研究機構において園芸若しくは茶業に必要な学理及び技術の習得を目的として行う長期研修の研修課程を修了した者で、卒業又は研修課程修了後試験の実施期日までに、次のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の農業若しくは家政に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校その他これらと同等以上の教育機関における農業又は家政に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における農業又は家政に関する技術についての普及指導

(3) 短期大学、都道府県立農業講習施設、都道府県立蚕業講習所若しくは都道府県立農業者研修教育施設養成部門において農業若しくは家政に関する正規の課程を修めて卒業した者又はこれらと同等以上の学力を有する者を入学又は入所の資格とする教育機関において農業又は家政に関する課程を修めて卒業した者で、卒業後試験の実施期日までに、当該教育機関における修業年限と(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が2年(農業又は家政に関する正規の課程の修業年限が3年である短期大学又は教育機関の当該課程を修めて卒業した者にあつては、1年)以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後試験の実施期日までに、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が6年以上に達するもの

(5) (1)から(4)までに掲げる者と同等以上の学歴及び経験を有すると知事が認めたる者

注1 外国にある学校を卒業した者は、当該学校の修業年限及び課程に応じて、知事がこれに相当すると認定した日本国の学校を卒業した者とみなす。

2 外国の行政機関、教育機関又は団体において、農業又は家政に関する技術についての試験研究、教育又は普及指導に従事した者は、知事がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において、当該在職期間と同一期間試験研究、教育又は普及指導に従事した者とみなす。

3 注1又は注2の知事の認定を受けようとする者は、注1に規定する者にあつては履歴書及び最終学校卒業証明書、注2に規定する者にあつては履歴書を知事に提出しなければならない。

4 知事は、注3の書類を審査し、相当と認めるときは、認定書を交付し、不相当と認めるときは、その旨を通知する。

#### 5 受験願書の受付期間

平成15年7月1日(火)から同月25日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)とする。

なお、郵送による場合は、平成15年7月25日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

#### 6 受験願書の提出先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課

#### 7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 受験資格を有する者であることを証明する書類

(3) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので、縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのもの)

#### 8 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納

付すること。この場合、消印しないこと。

なお、県外に居住する者は、その金額を現金書留で納付することができる。

(2) 既納の手数料は、還付しない。

#### 9 合格者の発表

試験に合格した者の氏名は、試験実施後1月以内に鳥取県公報及びインターネットのホームページ（とりネット）に掲載するとともに、合格者にその旨を通知し、合格証書を交付する。

#### 10 その他

(1) 試験に関し不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書及び履歴書の用紙は、鳥取県農林水産部農政課並びに各地方農林振興局農業改良普及所及び日野総合事務所農林局日野農業改良普及所において交付するとともに、インターネットのホームページ（とりネット）により配信する。

なお、その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験に関する詳細は、鳥取県農林水産部農政課（電話0857 - 26 - 7273）に照会すること。

## 調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 工事の概要

(1) 工 事 名 布勢総合運動公園陸上競技場大型映像表示設備設置工事（表示設備）

(2) 工事場所 鳥取市布勢

(3) 工事内容

ア 本件工事は、布勢総合運動公園陸上競技場に大型映像表示設備を整備するものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の布勢総合運動公園陸上競技場大型映像表示設備設置工事（建築）及び布勢総合運動公園陸上競技場大型映像表示設備設置工事（電気設備）並びに別途発注済みの9・6・1号布勢総合運動公園公園整備工事の諸工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の概要

大型映像表示装置設置 一式

操作制御装置設置 一式

制御配線工事 一式

(5) 工 期 平成15年7月から平成16年3月20日まで

(6) 予定価格 476,453,250円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### 2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 電気工事業について、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業の許可を

受けていること。

(3) 県内に本店を有する者にあつては、平成14年鳥取県告示第367号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、電気工事のA級に係るものを有すること。

(4) 県外に本店を有する者にあつては、平成12年鳥取県告示第330号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）又は平成13年鳥取県告示第291号（建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格のうち、電気工事に係るものを有すること。

(5) 平成15年6月13日（金）から同月25日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成15年4月1日（火）からおつて通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てが行われた者（入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。）でないこと。

(7) 平成6年度以降に工事が完成し、引渡しの完了している屋外スポーツ施設に大型映像表示設備（フルカラーLED方式の設備で、表示面積が100平方メートル以上のものに限る。）を製造し、かつ、設置する工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20パーセント以上のものに限る。

(8) 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア 建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の電気工事施工管理の検定に合格した者であること。

イ 電気工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。

### 3 技術資料の作成及び提出

#### (1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成15年6月13日（金）から同年25日（水）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>）から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

##### ア 交付期間及び時間

平成15年6月13日（金）から同月25日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

##### イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県鳥取地方県土整備局総務課（東部総合事務所内）

八頭郡郡家町大字郡家100 鳥取県八頭地方県土整備局総務課（八頭総合事務所内）

倉吉市東巖城町2 鳥取県倉吉地方県土整備局総務課（中部総合事務所内）

米子市鞆町一丁目160 鳥取県米子地方県土整備局総務課（西部総合事務所内）

日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

#### (2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

##### ア 提出期間及び時間

(1)のAに同じ。

##### イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係

## ウ 提出方法

持参すること。

## (3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

## 4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前金払の額を請負代金の額の10分の2以下の額とすることがある。

(8) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(8)に掲げる監理技術者に加え、2の(8)のア及びイに掲げる基準を全て満たす者を監理技術者として専任で配置することを求めることがある。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 調達内容

## (1) 調達物品の名称及び数量

鳥取空港航空灯火維持整備作業用機器 一式

## (2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成15年10月30日（木）

## (4) 納入場所

鳥取市湖山町西四丁目110 - 5 鳥取県鳥取空港整備作業所

## (5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成15年鳥取県告示第76号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が産業機械器具に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成15年6月27日（金）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成15年6月13日（金）から同年7月23日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県出納局出納課用度係

## 4 入札手続

### (1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納課用度係

電話 0857 - 26 - 7432

### (2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

### (3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年6月23日（月）午後1時30分

鳥取県出納課入札室（鳥取県庁本庁舎1階）

### (4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

### (5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年7月23日（水）午後1時30分（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）

鳥取県出納課入札室（鳥取県本庁舎1階）

## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成15年7月11日（金）午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札証明金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : The Tottori airport lighting maintenance

(2) July 11, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) July 23, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders

July 23, 2003 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7432

